

北海道中学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、北海道中学校体育連盟（略称道中体連）と称し、事務局は会長が事務を統括する便利な場所に置く。

第2章 目的と事業

第2条 本連盟は、北海道の中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学校教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 北海道中学校体育大会の開催
- (2) 各地区の情報並びに研究資料の交換
- (3) 中学校の運動部活動に関する調査研究
- (4) 記録集の発行
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

第4条 本連盟は、各管内及び市又はこれに準ずる地区を単位とする中学校体育連盟をもって組織する。

第4章 役 員

第5条 本連盟に、次の役員をおく。

- | | | | | |
|------------|-----|----------|-------|------|
| 1. 会 長 | 1 名 | 5. 理 事 | 各単位団体 | 2 名 |
| 2. 副 会 長 | 7 名 | 6. 専門委員長 | | 21 名 |
| 3. 会 計 監 査 | 2 名 | 7. 事務局長 | | 1 名 |
| 4. 常 任 理 事 | 若干名 | 8. 事務局次長 | | 若干名 |

第6条 役員は次の方式で選出する。

1. 会長、副会長、会計監査、及び常任理事は、理事会において選出する。
2. 理事は、単位団体ごとに推薦する。
3. 専門委員長は、会長が委嘱し理事会の承認を得る。
4. 事務局長・事務局次長は、会長が委嘱し理事会の承認を得る。
5. 会長は、事務局員若干名を委嘱することができる。

第7条 会長は会務を統括し、副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する。

第8条 役員は次の業務を行う。

1. 理事は、会務を審議する。
2. 常任理事は理事会の決議に基づき会務を執行する。
3. 専門委員長は専門委員の意見をまとめ全道大会の競技運営について助言する。
4. 事務局長・事務局次長は、会長の指示を受け会務を処理する。

第9条 役員任期は2カ年とする。但し、再任は妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟に顧問並びに参加をおくことができる。

第5章 会 議

第11条 1. 理事会は役員をもって構成し、本連盟の事業・予算・決算その他の重要事項を審議する最高決議機関である。年2回以上の開催をする。

2. 副会長会は副会長・事務局長・事務局次長をもって構成し、本連盟及びブロックの重要事項を審議する。

3. 常任理事会は副会長・常任理事・事務局長・事務局次長をもって構成し、理事会の議案及びその他緊急事項を審議する。

第12条 本連盟に各競技種目ごとの専門委員会を設ける。専門委員会は、会長が委嘱した専門委員長及び専門委員で構成する。

第6章 会 計

第13条 本連盟の経費は分担金及びその他収入による。

第14条 各単位団体は、別に定める分担金を納入する。

- 第 15 条 予算並びに決算は、理事会の議決を経なければならない。
 第 16 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 付 則

- 第 17 条 本連盟の規約を変更するときは、理事会の決議を経なければならない。
 第 18 条 本連盟の運営に必要な細則は、常任理事会で別に定める。
 第 19 条 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 34 年 5 月 9 日作成

- 第 1 次改正 昭和 38 年 5 月 18 日 (第 1 条・第 5 条・第 9 条)
 第 2 次改正 昭和 39 年 5 月 28 日 (第 5 条・第 13 条)
 第 3 次改正 昭和 43 年 7 月 9 日 (第 13 条)
 第 4 次改正 昭和 44 年 5 月 7 日 (第 1 条・第 2 条・第 4 条・第 5 条・第 6 条・第 8 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 16 条・
 第 17 条・細則 5 条・6 条)
 第 5 次改正 昭和 51 年 11 月 9 日 (第 13 条)
 第 6 次改正 昭和 53 年 11 月 7 日 (第 13 条)
 第 7 次改正 昭和 54 年 5 月 29 日 (第 5 条・第 6 条・第 8 条・第 11 条・第 13 条・第 14 条・第 15 条・第 16 条・第 17 条・
 第 18 条・第 19 条)
 第 8 次改正 昭和 55 年 5 月 9 日 (第 5 条・第 6 条(3))
 第 9 次改正 昭和 56 年 5 月 26 日 (第 5 条・第 6 条)
 第 10 次改正 昭和 57 年 5 月 27 日 (第 12 条)
 第 11 次改正 昭和 59 年 5 月 27 日 (第 11 条・細則 1 (1))
 第 12 次改正 平成 3 年 5 月 23 日 (第 5 条 8)
 第 13 次改正 平成 4 年 5 月 21 日 (第 5 条・第 6 条・第 8 条・第 11 条・第 19 条)
 第 14 次改正 平成 12 年 4 月 1 日 (第 5 条・第 6 条・第 8 条・第 9 条)
 第 15 次改正 平成 20 年 10 月 31 日 (第 5 条・組織図)
 第 16 次改正 平成 22 年 11 月 12 日 (第 4 条・細則 2 (2)・細則 3 (3))
 第 17 次改正 平成 23 年 11 月 4 日 (組織図・細則 2 (2)・細則 3 (1)・細則 4 (2)・細則 5 (2))
 第 18 次改正 平成 24 年 11 月 1 日 (第 5 条、組織図)
 第 19 次改正 平成 26 年 5 月 8 日 (第 5 条、組織図)
 第 20 次改正 令和 2 年 5 月 8 日 (第 5 条、組織図)
 第 21 次改正 令和 4 年 5 月 6 日 (第 2 条、第 3 条)

北海道中学校体育連盟 組織図

